

焼津市農業委員会 9 月総会議事録

1 日時

令和 6 年 9 月 13 日（金）午後 2 時 ～ 午後 3 時 30 分

2 場所

焼津市役所本庁会議室 1 A

3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	有谷 歳幸	○	8	西尾 雅志	○	15	村松 達雄	○
2	石田 芳雄	○	9	増田 龍治	○	16	横山 文哉	○
3	山下 早苗	○	10	栢村 輝夫	○	17	河合 英夫	○
4	桜井 亮平	×	11	村松 正二	×	18	深津 三郎	○
5	鶴橋 俊次	○	12	村松 章	○	19	杉本 芳郎	○
6	内田 宏	○	13	梅原 利浩	○			
7	藁科 光生	○	14	吉田 とり	○			

4 事務局出席者

局長 油井光晴 主幹 杉村達哉 主査 高橋雅代 主任主事 杉原千洋

5 議事日程

- 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の専決受理について
第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の専決受理について
第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による農地賃貸借の合意解約について
第 4 号 農地の利用目的変更届出について
第 5 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可について
第 6 号 転用等確認について

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可について
第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可について
第 3 号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

事務局	<p>開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。</p> <p>総員19名中、ただ今の出席委員は、<u>17名</u>です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。</p>
議長	<p>ただ今から令和6年9月総会を開会します。</p> <p>初めに、本日の議事録署名人を指名します。</p> <p>8番、西尾雅志委員、17番、河合英夫委員両名にお願いします。</p> <p>それでは、報告事項から始めます。</p> <p>報告第1号から報告第6号までを、一括して議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	【報告第1号から報告第6号までを朗読】
議長	<p>質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第1号から報告第6号までを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、報告第1号から報告第6号までは、承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」の番号16を審議します。</p> <p>本議案に係る委員につきましては、本議案の採決が終わるまで退室をお願いします。</p> <p>【委員 退室】</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号16を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、東名焼津インターチェンジより西へ約400mに位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>譲渡人は市内に住んでおりますが、自宅から申請地が離れていることもあり、現在、休耕地となっており、申請地の隣接地に住む譲受人が取得し畑として耕作することについて合意が得られたため、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>面積は81㎡と小規模で、譲受人の農機具等の保有状況についても問題なく、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは焼津地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
地区委員 7番	<p>8月31日に委員3名で現地調査を行いました。</p> <p>譲受人は耕作の経験はありませんが、今後両親とともに農業を行っていくと確認をしました。</p>

	<p>隣接地の農地は譲受人の父の所有地であり、耕作する上での問題はありません。</p> <p>以上、地区審査では許可相当と考えました。</p> <p>ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号16を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号16は許可することに決定しました。</p> <p>それでは、委員の入室を認めます。</p> <p>【委員 入室】</p> <p>次に、議案第1号、番号17を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号17を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、瀬戸川の豊田橋より西へ約400mに位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>譲渡人は、県外に在住のため、これまで申請地の隣地に居住する譲受人に利用権を設定し、譲受人が耕作を行っていました。今回、譲受人へ売買することで双方の合意が得られたため、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>耕作方法は現状と変わらず、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>耕作の状況、農機具等の保有状況についても問題なく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは豊田地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
地区委員 1番	<p>8月30日に委員3人で現地調査を行いました。</p> <p>譲渡人は、県外に住んでおり、遠方からきて農地の草刈りをしに来たりしていたようです。田んぼの耕作については、先代から譲受人が任されていたようで、今後も耕作をすると私も聞いていました。</p> <p>本案件については問題ないと考えます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号17を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号17は許可することに決定しました。</p> <p>議案第1号、番号18を審議します。</p>

	<p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号18を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、東名日本坂パーキングより東へ約750mに位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>譲渡人及び譲受人は、申請地の隣接地に居住し、現在、一緒に野菜の耕作を行っています。</p> <p>今回、農業の経営を息子である譲受人に移譲するということから、申請に及んだものであります。</p> <p>面積は小規模で耕作方法は現状と変わらず、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>耕作の状況、農機具等の保有状況についても問題なく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
推進委員 22番	<p>9月4日に委員5人で現地調査を行いました。</p> <p>西側に水田はありますが、周囲の状況を踏まえましても、近隣の農地に及ぼす影響は軽微であると考え、許可相当と考えました。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号18を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号18は許可することに決定しました。次に、議案第1号、番号19を審議します。</p> <p>本議案に関係する委員につきましては、本議案の採決が終わるまで退室をお願いします。</p> <p>【委員 退室】</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号19を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、まんさいかん静浜より北へ約250mに位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>譲受人は専業農家として大規模に農業経営を行っており、規模拡大のため、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>耕作方法は現状と変わらず、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>耕作の状況、農機具等の保有状況についても問題はなく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

<p>地区委員 16番</p>	<p>譲受人は認定農業者、譲渡人は市外に住んでおり、今後農業をやるつもりはないとのことでした。9月3日に現地調査を行いまして、譲受人が水稻を耕作しており、現状は変わらず、所有権移転のみされる状況ですので、許可相当と考えます。</p> <p>ご審議のほどよろしく願います。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号19を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号19は許可することに決定しました。</p> <p>それでは、委員の入室を認めます。</p> <p>【委員 入室】</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可について」の番号23を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>【議案第2号、番号23を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、日本坂トンネル入口より北西へ約650mに位置している第2種の農地です。</p> <p>本件は、吉津の農地について、分家住宅敷地として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>借人においては、現在は市外にて借家住まいであります。子どもが大きくなり、住居が手狭となったこと、また将来の生活設計も考慮し、申請地を貸人より借り受けて住宅を建築したく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>申請地の北側・東側は田、南側は水路・道路、西側は道路であります。</p> <p>申請地の選定に当たっては、周辺の雑種地・農地等で検討をしていただきましたが、ここでしか建築ができないということで、この場所を選定されたものです。</p> <p>審査したところ、転用面積は適正で、周辺の農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願います。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
<p>推進委員 21番</p>	<p>9月4日に、委員5人で現地調査を行いました。</p> <p>詳しくは事務局の説明のとおりで、該当農地は、花沢の里に近く、人口流出が激しい若者が少ないところになります。</p> <p>周辺農地等への影響も少ないことから、許可相当と考えます。</p> <p>皆様のご審議をよろしく願います。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p>

	<p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号23を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号23を許可することに決定しました。次に、議案第2号の番号24を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号24を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、東益津小学校より西に約300mの第1種に該当する農地です。</p> <p>本件は、昨年度の7月の総会で農用地利用変更、青地の除外を承認いただいたもので、中里の農地を住宅敷地として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>借人においては、貸人とともに農業経営を行っておりますが、現在は市外にて借家住まいであるため、営農についての生活設計も考慮し、また将来的には営農基盤を全て継承する予定であることから、貸人より申請地の贈与を受けて農家住宅を建築したく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>申請地の北側は水路、東側及び南側は田、西側は道路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第1種農地の不許可の例外規定であります「住宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」、いわゆる「にじみ出し」に該当する案件であり、転用面積は適正で、周辺の農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>それでは、東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 10番	<p>9月4日に現地調査を行い、9月6日に譲受人のヒアリングを行いました。</p> <p>昨年青地の除外申請があった案件であります。</p> <p>譲受人の父は兼業農家であり、水稻をつくっております。今後農業を継承していくと話がありましたが、今時点では農作業ではなく、肥料設計や事務作業、裏方の仕事がメインであるとのこと。今後については、積極的に農作業に従事をしていただくと確認しました。</p> <p>周辺農地への影響は特にありません。</p> <p>許可された後についても、耕作への参加について確認していきます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p>
地区委員 18番	<p>今後同様の件があった場合、農作業への参加を必須とすべきであり、許可をするにあたり厳守していく必要があると考えます。</p> <p>それを持って賛成とします。</p>
議長	<p>ほかにご意見はありますか。</p>

推進委員 29番	今後、2年3年経っても農作業への参加が伴わない場合、どのようにしていくべきとお考えでしょうか。
地区委員 10番	譲受人の父である所有者にも会うたびに話をさせてもらっています。基本的には建てられない場所を青地から白地にして住宅を建てるということから、今後の状況も地区委員で現地の確認をしたり、譲受人と話したりという必要があると思います。
議長	今、譲受人が耕作している農地はどれくらいあるのか。
事務局	譲受人は、1400㎡ほど利用権をつけている農地があり、耕作面積が一定以上あることから、農家住宅の建築主としての農業を営む者の要件を満たしています。また将来的には、譲受人の父の営農基盤を全て引き継ぐ予定とのことです。
議長	<p>その他に質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号の番号24を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号の番号24は許可することに決定しました。次に、議案第2号、番号25を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号25を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、高新田東地区コミュニティ防災センターより西に約500mの第2種に該当する農地です。</p> <p>本件は、高新田の農地について、駐車場として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>譲受人は、隣接地に居住し、また動物病院を運営していますが、現在静岡県が進めている国道150号の整備のために用地買収を受け、駐車場が確保できない状況となっております。</p> <p>そこで、代替りの駐車場を確保すべく、静岡県が間に入り、隣接地の農地を所有する譲渡人の了解を得て、今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の北側は宅地、東側は道路、南側は田、西側は畑であります。</p> <p>審査したところ、申請地の選定に当たっては、周辺の複数の雑種地・農地で検討をしていただきましたが、隣接地である申請地でなければ目的が達成できないことから、この場所を選定したものです。</p> <p>また転用面積は適正で、周辺の農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	それでは、吉永地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 6番	<p>事務局からの説明のとおりです。</p> <p>9月2日に委員3名で現地調査を行いました。</p> <p>道路の拡幅により、現在使用している駐車場が用地買収され、進入路も無くなってしまいう状態になります。今回、隣に代替地があり、譲渡人の意</p>

	<p>向もあり今回の申請となりました。現地調査並びに地区担当では、許可相当と考えます。</p> <p>ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号25を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号25を許可することに決定しました。次に、議案第2号、番号26を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号26を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、市役所大井川庁舎より北に約600mの第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、宗高の農地について、住宅敷地の駐車場として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>申請人においては、隣接する中古住宅を購入して建替えを予定していますが、県道との交差点で横断歩道があり、また道路に面する間口が狭く駐車スペースが確保できないことから、今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の北側は田、東側は宅地、西側は道路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。</p> <p>転用面積は適正で、周辺の農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願います。</p>
議長	<p>それでは、静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 16番	<p>本申請は、申請地に隣接している宅地を購入し、建替えを行う際に、駐車場部分として拡張したいという申請であります。</p> <p>9月3日に、委員3名で現地調査を行いました。宅地の横には、畑があり、みかん等の果樹が植えてあり、手入れがされている状態でした。北側には、田がありますが、農地に与える影響は軽微であると考えます。</p> <p>ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号26を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号26を許可することに決定しました。次に、議案第3号「農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	【議案第3号を説明】
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号を原案のとおり、計画を策定することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号を承認することに決定しました。</p> <p>以上をもちまして、令和6年9月総会を終了します。</p>

—